

今月の税務トピックス

(中小企業者等における賃上げの促進に係る税制の見直し)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

令和4年度税制改正では、「成長と分配の好循環」の実現に向けて、中小企業全体として雇用を確保しつつ、積極的な賃上げ及び人材投資を促す観点から、中小企業における従業員向けの給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除（いわゆる所得拡大促進税制）の要件が見直されました。

本稿では、その改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正の内容

1 適用要件の見直し

青色申告書を提出する中小企業者（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。）等が、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度（「人材確保等促進税制（措法42の12の5①）」の規定の適用を受ける事業年度、設立事業年度、解散（合併による解散を除きます。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度は対象外とされます。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度において中小企業者等の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合（以下「雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が1.5%以上であるときは、その中小企業者等の控除対象雇用者給与等支給増加額の15%（次に掲げる①賃上げ上乗要件、②人材投資上乗要件を満たす場合には、それぞれに掲げる特別税額控除割合を加算した割合）を乗じて計算した金額の特別税額控除ができます。

ただし、特別控除税額は、当期の法人税額の20%相当額が上限とされます（措法42の12の5②）。

① 賃上げ上乗要件

雇用者給与等支給増加割合が2.5%以上である場合には、特別税額控除割合に15%が加算されます。

② 人的投資上乗要件

教育訓練費の額の比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の

額に対する割合（以下「教育訓練費増加割合」といいます。）が10%以上である場合には、特別税額控除割合に10%が加算されます。

なお、中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明が廃止されます。

2 手続規定の簡素化

人的投資上乗要件の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存（改正前：確定申告書等への添付）をしなければならないこととされます（措令27の12の5⑪）。

II 適用関係

前述したIの改正は、法人の令和4年4月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用され、同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例によります（令和4年改正法附則39）。

おわりに

所得拡大促進税制は、企業の内部留保などの「眠れる資産」を従業員給与等として分配することによって、個人の所得水準の改善を通じた消費・投資の喚起を推奨するための制度とされています。

令和4年度税制改正では、雇用者給与等支給増加割合が1.5%以上である場合には、税額控除割合が15%とされ、賃上げ上乗要件を満たせば税額控除割合15%、更に人的投資上乗要件を満たせば税額控除割合10%の加算が可能とされ、最大税額控除割合が40%（改正前：25%）と大幅な引き上げが行われました。

なお、所得拡大促進税制を適用している中小企業者等の多くは、税額控除限度額の足切りによって特別税額控除額の枠を使い切っていない現況となっていますので、税額控除限度額の枠の引き上げ及び税額控除限度額の控除余裕額の1年間繰越し制度の導入が望まれます。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。